

論文

セクシュアル・ライツとは何か ——リプロダクティブ・ライツからセクシュアル・ライツへ

池谷 壽夫

はじめに——本論文の目的

国際的な SE の発展を考える際、それを促進したいいくつかの先行する取り組みがあり、それらが合流するかたちで SE のスタンダード（例えば、WHO Regional Office for Europe and BZgA 2010）がつくられていく。その 1 つの大きな流れが、RR から SR への国際的な取り組みであり、その画期は 1993 年である。この年に開催された国連世界人権会議の「ウィーン宣言および行動計画」（Vienna Declaration and Programme of Action, A/CONF.157/23）ではじめて、「女性と女子の人権が、普遍的な人権の譲渡し得ない、不可欠なそして分割し得ない一部である」ことが認められ、「性別（sex）にもとづいたあらゆる形態の差別の根絶が国際社会の優先的目標である」こと、「文化的偏見および国際的な人身売買から生じるものも含めて、ジェンダーにもとづいた暴力およびあらゆる形態のセクシュアル・ハラスメントと性的搾取は、人間の尊厳と価値と両立しがたいものであり、除去されねばならない」（パラグラフ 18）とされた。また、1968 年のテヘラン宣言や女性差別撤廃条約をふまえて、「アクセスできる適切なヘルスケアと最も広い範囲の家族計画サービスならびにすべてのレベルでの教育への平等なアクセス、これらに対する女性の権利」（パラグラフ 41）が再確認されている。このように「ウィーン宣言」は女性の人権が普遍的な人権の不可欠な部分であるとしたうえで、女性のセクシュアルな問題を否定的なかたちではあれ、はじめて人権の問題に組み入れたのである。

これ以前にも、1968 年の第 1 回国際人権会議（テヘラン会議）以降、一連の国連世界人口会議や世界女性会議、1979 年の女性差別撤廃条約で SH や RH が取り上げられていたし、WHO でも提起されていた。しかし、1993 年以前には「子どもの権利条約」での使用（sexual exploitation、sexual abuse）以外では Sexuality や sexual といった言葉すら国際レベルでの政府間の文書では出てこなかった（Girard 2004: 317-8, Petchesky 2000: 82）。また RR や RHR、いわんや SR という概念は出されてもいなかった。もともと NG 組織レベルでは、すでに 1984 年の第 4 回国際女性と健康集会（the forth International Women and Health Meeting）で、Women's Global Network for Reproductive Rights (WGNRR) が創設され、RR が世界の女性の生殖生活の改善に関連した運動の政治目標とされていた（Corrêa 1997:108）。

ICPD「行動計画」（Programme of Action of the International Conference on Population and Development, A/CONF.171/13/Rev.1）はそれ以前の成果を受け継ぎつつ、RH や RR、RHR の概念を明確にし、それらを総合的に展開しているし、また FWCW「行動綱領」（Platform for Action, A/CONF.177/20/Rev.1）は、ICPD の成果を取り込みつつも、とりわけ子どもの権利条約にもとづきながら、青少年の SRH への主体的な参加をいっそう強調している。

しかし結論から言えば、両者では SR も SO もまだ出てきていない。Sexuality 概念は用いられているものの、もっぱら出てくるのは SH、SRH や RR であり、その SH も生殖と

家族計画と絡んで出されている。なぜこうなったのか。本論文では、このことを中心にまず検討し、その上で、その後の SR 論を検討し、最後に SR の意義を検討する。

第1節 ICPD における RR・SR 論議

1. ICPD をめぐる議論と交渉

1994 年の ICPD を前にして、世界のさまざまな地域の女性グループは、1992 年に「人口政策に関する女性宣言」を起草した。そこでは 7 つの基本的な倫理原則が掲げられており、その原則の 2 ではセクシュアリティに関わる権利が、原則 3 では生殖に関わる権利が挙げられている (Germain et al. 1994: 151-2)。

1. 女性は自分自身、自分の家族、自分のコミュニティ、そしてますます世界の状況に対して責任ある決定を下すことができるし、そうしている。女性はいかなる開発政策そしてとくに人口政策の主体でなければならない、客体であってはならない。
2. 女性には、いつ自分のセクシュアリティを表現するのか、また表現するのかどうか、なぜそうするのか、誰とそうするのか、そしてどのようにそうするのかどうかを決定する権利がある。人口政策は女子と女性の性的および身体的な統合に対する尊重の原則にもとづかねばならない。
3. 女性には、子どもをもつかどうか、どのようにしてもつか、いつもつか、そして何人もつかを決定する個人的権利と社会的責任がある。女性は誰も子どもを産むことを強いられないし、あるいは自分の意志に反してそうするようにはされない。すべての女性には、年齢、結婚状況、あるいは他の社会的条件に関わりなく、自分の生殖の権利と責任を行使するのに必要な情報とサービスを得る権利がある。
4. 男性にも、自分自身の性的行動と妊孕性に

対して、およびその行動が自分のパートナーと自分の子どもの健康と well-being に及ぼす影響に対して個人的および社会的責任がある。

5. 女性と男性間の性的および社会的な関係は、公正 (equity)、非強制および相互の尊重と責任の原則によって治められねばならない。女子と女性に対する暴力、彼女たちの従属ないしは搾取、および性器切除といった他の有害な習慣的行動あるいは不必要な医療処置は、基本的人権を侵害している。かかる習慣的行動もまた有効な健康と権利志向の人口プログラムを遅らせている。
6. 女性の基本的な SRR は、女性の意志に反して、パートナー、家族のメンバー、エスニック・グループ、宗教施設、ヘルス・プロバイダー、調査研究者、政策立案者、国家あるいは他のいかなる関係者の利害に従属されえない。
7. 女性の RHR を促進するのにコミットした女性およびサービスされる女性と関係した女性は、政策立案者およびプログラム実行者として、倫理的水準の定義、テクノロジーの開発と配分、サービス、および情報の普及を含めた決定のすべての局面にわたって含められねばならない。

このように、この「宣言」では、①女性は決定する能力があるし、政策の主体であることをまず確認したうえで、②女性の「いつ自分のセクシュアリティを表現するのか、また表現するのかどうか、なぜそうするのか、誰とそうするのか、そしてどのようにそうするのかどうかを決定する権利」、つまりセクシュアリティに対する権利 (狭義の SR と言ってよい) が述べられ、人口政策も「女子と女性の性的および身体的な統合に対する尊重の原則」にもとづかねばならないことが指摘されている。

その上で、③「子どもをもつかどうか、どのようにしてもつか、いつもつか、そして何人もつかを決定する個人的権利と社会的責任」としての RR が掲げられている。すなわち、まず先に女性の SR が確認された上で、RR はそれに続くものとして位置づけられているのである。また 3 と 4 では男女間の公正なジェンダー関係が求められ、6 で女性の SRR が明記され、最後に女性の RH への参加が求められている。しかし、ここでは SO の概念は用いられず、SO の自由の権利はまだ掲げられていない。

その後、1994 年 1 月 24～28 日にリオデジャネイロで、ICPD に向けて「リプロダクティブ・ヘルスと正義——カイロ 94 年に向けての女性の健康国際会議（Reproductive Health and Justice: International Women's Health Conference for Cairo '94）」が開かれ、21 項目の「リオ声明」(<http://www.users.interpol.net/i/w/iwhc/cairo94.html>) が出された。ここでも RR や RHR が登場してくる。「RR は、食物、シェルター、健康、安全、生計、教育、および政治的エンパワーメントへの権利といった他の基本権と切り離すことができない、譲渡し得ない人権である」。また SR 概念そのものは用いられていないものの、それに該当する表現は出てくる。「女性には、自分のセクシュアリティを快楽で表現し、そして虐待の恐れや病気のリスクあるいは自分の SO や障害にもとづいた差別なしに表現する権利がある」。ここではセクシュアリティが肯定的に表現されるとともに、はじめて SO が SR の 1 つの要素として登場している。これによってヘテロセクシュアリズムとそれにもとづいた家族像、そしてまた狭く生殖に限定されてきた（母子衛生を含めて）RHR を超え出ようとしていた。

Corrêa (1997) によれば、RH と RR とのリンクは、このリオデジャネイロ会議で、女

性のヘルス・アクティビストたちの間で合意に至り、ICPD にどうアプローチするかについて合意が得られた。この会議は、30 年間人口分野で広まっていた新マルサス主義パラダイムを変える ICPD での努力の基礎となった。その際、2 つの要素がこの努力には決定的であったという。すなわち、「人権の不可分性」という前提とそれらの権利を行使することを「可能にする環境」（経済的、社会的および政治的な条件）という観念である。しかしながら、このプロセスに「性の事柄」の政治的な重要性への言及を含めることが健康と RR に関連して出てきたのは、ICPD の直前であった。

こうしたなかで、ICPD の準備段階で、女性たちは SR と SO を起草文書に含めるように求め、北欧諸国は SR と RR を導入した。その際に、多くの国々の求めに応じて、WHO は RH と SH の専門的な定義を回覧した。これが「行動計画」パラグラフ 7.2 の基礎になったという (Girard 2004: 324)。ここで回覧されたと言われているものが何かはわからないが、ただ SH の定義はすでに 1974 年の会議で出されている。「SH とは、性的存在 (sexual being) の身体的、情動的、知的および社会的局面が、肯定的に人格、コミュニケーションおよび愛を豊かにし高めるように統合されたものである」(WHO 1975: 6)。この定義に続いて、この概念にとって基本的なものとして、「性の情報への権利と快楽への権利」が挙げられ、最後にこうまとめられている。「かくて SH の観念は、人間のセクシュアリティに対する肯定的なアプローチ (a positive approach to human sexuality)」を含意しており、SHC の目的は、生活と個人的な関係を高めるものでなければならないのであって、たんに出産や性感染症に関するカウンセリングとケアであってはならない」。このように、WHO はすでに「セクシュアリティに対する肯定的アプローチ」を提起していた。

また RH については、Khanna et al. (1992) に見ることができる。その「まえがき」で当時の WHO 事務局長中嶋宏が WHO における RH の定義を示している。すなわち、「WHO は、RH を、生殖が身体的、精神的および社会的な完全な well-being の状態でなされている状況として定義しており、たんに生殖過程での病気や障害がないものとしてではない。とくに、女性が妊孕性を調節しコントロールすることができることは、RHC のパッケージの不可欠な構成要素である」(ibid.: vii)。また Fathalla も同レポートで同じように定義している (Fathalla 1992: 3)。すなわち、「RH はたんに生殖過程での病気や障害がないことではなくて、むしろそれは生殖が身体的、精神的および社会的な完全な well-being の状態でなされている状況である」。

しかし、この段階では、①RR に関してまだすべきことがたくさんあって、SR やセクシュアリティに関しては深い議論がなされていなかったし、②概念に関しても混乱があった。たいていのヘテロセクシュアルな女性のヘルス・アクティヴィストが考えていた SR はレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルやトランスジェンダーの権利であったのに、逆にレズビアンたちが考えていたのは、女性の権利やセクシュアリティについてであった (Girard 2004: 322-323)。

Girard (2004) によれば、ICPD では次のことが論争となった。1 つは、家族計画への強制的な人口統制アプローチをとる反出産主義者 (anti-natalist) と中絶法の自由化と避妊具・薬の利用とアクセスを妨害する出産奨励主義者 (pro-nataist) の両方の妊孕性政策と女性グループとの対立であった。

第 2 は、ヘテロセクシュアル・カップルにおける母と妻役割に限定される女性をめぐるものである。女性たちは子どもを持つかどうか、いつ持つかを決める個人としての女性の

権利に賛成したのに対して、ヴァチカンと保守的なカトリックは伝統的な家族像に固執した。すなわち、ヴァチカンとカトリック同盟国は families、unions あるいは family in all its forms あらゆる形態の家族への言及を削除してそれらを「the family (家族なるもの)」に置き換えようとした。だがいくつかのイスラム諸国とアフリカ諸国は、複数婚的な家族を支持したので、全面的にヴァチカンに従うことはできなかった。

3 つ目は、SRH の情報とサービスへの青少年のアクセスをめぐるなされた。ヴァチカンは、子どものセクシュアリティを監視する親の本質的な役割を重視していたし、イスラム諸国は婚外セックスに対する宗教上の禁止を引き合いに出してきた。これに対して、女性グループは、「守秘、プライバシー、および、安全な中絶を含めて、親による知識や統制から自立した、SRH サービスへのアクセスへの〔青少年の〕権利」を主張した。そして最後に、「性的倒錯」をめぐる論争は、「性的指向」が起草文書ではちょっとしか出ていなかったもので、いくぶん遠回しに家族と SR に関する言い回しと結びつけられて行われた (324-326)。

SRR に関しては、女性グループは「身体的統合 (bodily integrity)、女性の人格に対する尊重、および女性も男性も自分の性と子育てのポテンシャルを自由と尊厳の条件において実現するニーズという基本的原則」を承認する言い回しを求めていた。また「ジェンダー、婚姻状態、年齢あるいは性的指向にもとづく差別をなくす」ということへの女性グループの追加的な要求は、SRR に関するパラグラフにはけっして含め入れられなかった。

もっとも、「快楽」、「充足」および「肯定的なセクシュアリティ」といった言葉は準備委員会で女性グループが提案した言い回しの部分にはなかった。Girard のインタビューによ

ると、当時ヘテロセクシュアルのフェミニストもレズビアン・フェミニストも性暴力と性虐待、抑圧、経済的搾取を含めた侵害のほうに焦点を当てていて、「快樂」のほうは考えてはいなかった。後に快樂を持ち出したのはLGB運動であって、フェミニストではなかったという。むしろこれらの次元は、「充足した安全な性生活」「人間のセクシュアリティへの肯定的なアプローチ」「生活と個人的な関係の増進」といった概念を含む先のWHOのRHとSHの定義を介して起草文書に持ち込まれた（Girard 2004: 327）。

最終的には、SRHやSRRに対するヴァチカンと少数のラテンアメリカ諸国同盟による反対によって、SRは除けられた。彼らはSRを承認することで、墮胎や中絶が承認されてしまうことを恐れたのである。それゆえ、中絶についてはパラグラフ 8.25 で言及されているが、女性の権利とは関連づけられず、保健制度内での中絶に関したいかなる措置や変更も国内の立法手続きに従って決定されうるとして、国際的な人権基準に従うようには求められていない（ポーランド 1997:76）。ただSRの言い回しはテキストではRRのためにトレード・オフされて維持された。こうして、パラグラフ 7.3 のテキストはRRに限定されることになったものの、SRに関連する文言「充足した安全な性生活(a satisfying and safe sex life)」はパラグラフ 7.2 で維持され、また「人格の安全と肉体の統合に対する尊重(respect for the security of the person and the integrity of the physical body)」は「人間の身体の物理的統合に対する十全な尊重(full respect for the physical integrity of the human body)」に変えられて、権利を扱わないパラグラフ 7.34 に移された。このパラグラフは、1年後のFWCW「行動綱領」のパラグラフ 96 における第2センテンスのもとになる。

こうしてICPD「行動計画」では、ヴァチ

カンやイスラム諸国の反対でSRは削除され、RRへと流し込まれ、またSHもRHに含まれるものとして後者に従属させられることになり、WHOの肯定的なSH定義は実質的にカットされてしまった。その上、SOの導入も強くは主張されなかったために、結局性関係はヘテロセクシュアルなものへと限定される結果となった。

2. ICPD「行動計画」の特徴と成果

もっとも、こうした妥協の下でもICPD「行動計画」には、いくつもの前進面があった。まず第1に、その基本目標の1つに、「ジェンダーの平等と公正(equality and equity)と女性のエンパワーメントを推進すること」(第2章 原則4)が掲げられているように、女性の平等・公正と同時に「女性のエンパワーメント」を強調している点で、「行動計画」は1993年の国連世界人権会議での「ウィーン宣言」における女性の権利論とは大きく異なる。女性の人権がいつそう強調されているのである。それは、①女性の地位の改善が人口計画と出生率を低下させるという目標の鍵であるとの確信(パラグラフ 4.1)からであり、また②RRの行使は女性の地位および権利の行使なくしてはなしえないからである。

第2に、RHやRRにはたんに生殖だけではなく、セクシュアリティもまた含まれることになった。RHはWHOの定義を受けて、「生殖系とその機能と過程に関するすべての事柄において、完全な身体的、精神的および社会的なwell-beingの状態であって、たんに病気がないことや虚弱(infirmity)ではないというものではない」と定義された。具体的には、それは、「人々が充足した安全な性生活を営むことができること、および彼らが産む潜在能力(capability)を持ち、産むかどうか、いつそうするのかそして何回そうするのかを決定する自由を持つこと」を意味するとされ

た。

そしてこの定義から、RR が導き出されている。すなわち、①「人々が選択する家族計画の安全で、効果的で、値段の手頃で、受け入れることのできる方法、ならびに法に反しない妊孕性調節の方法についての情報を与えられてその方法を利用する権利」、②「女性が妊娠と出産を通じて安全に過ごすことができ、カップルに健康な子どもを持つ最善の機会を与える、そうした適切なヘルスケア・サービスを利用することのできる権利」である。これらの権利は、これまでの国際文書や国際人権で確認されてきた権利、すなわち、「すべてのカップルと個人が彼らの子どもの数、その間隔および時期を、自由に責任をもって決定し、そうするための情報と手段を得るという基本的権利」、および「最高水準の性と生殖に関する健康を獲得する権利」（パラグラフ 7.2）の承認にもとづいている。

さらに、RR には、③「差別、強制および暴力から自由に生殖に関して決定する権利」も含まれる。しかも、この権利を行使するにあたって、十分な注意を、「相互に尊重した平等なジェンダー関係を促進すること」（ジェンダー・アプローチ）と、とくに「青少年が肯定的で責任ある仕方で自分のセクシュアリティに対処することができるように、彼らが必要とする教育とサービスのニーズを満たすこと」（パラグラフ 7.3）に向けることを求めている。こうして、「行動計画」では、RH はこれまでの単なる家族計画とそのサービス（母子衛生）から、生殖とセクシュアリティに関連する広範な健康問題へとその対象を広げている。

第 3 に、上に述べた権利を保障するために RHC とそのアクセスの重要性が指摘されている。RHC とは、「RH の諸問題を予防し解決することによって RH と生殖の well-being に貢献する一群の方法、技術およびサービス」であって、たんに生殖と性感染症に関連した

カウンセリングとケアだけではなく、「生活と個人的関係の増進を目的とする SH」（パラグラフ 7.2）も含まれる。

第 4 に、「行動計画」では、論争があったものの、「第 7 章 E. 青少年」で青少年の RH が丁寧に扱われている。これもこれまではなかったことである。「グループとしての青少年の RH のニーズは、現在まで、現存する RHS によって大いに無視されてきた」ことをふまえて、RH に関する情報とサービスは、「青少年が自分のセクシュアリティを理解し、彼らを望まない妊娠、性感染症およびその結果としての不妊のリスクから守る」ために必要であるが、その際、これが、「若い男性が女性の自己決定を尊重し、セクシュアリティと生殖の事柄において女性と責任を分かち合うようにさせる教育」（パラグラフ 7.41）と結合させることが求められている。また青少年の特別なニーズに応じたサービス・プログラムの確立が政府に求められている。このプログラムには、「ジェンダーの関係と平等、青少年に対する暴力、責任ある性行動、責任ある家族計画の日常行動、家族生活、RH、性感染症、HIV 感染と AIDS 予防」といった分野で、「青少年の教育とカウンセリングをサポートする機構」を含めるとしている。

その際、「子どもの権利条約」にもとづいて、青少年の参加が、とくに「早期の妊娠予防、性教育（sex education）と HIV/AIDS その他の性感染症予防を含めた RSH に関する情報、教育およびコミュニケーション活動とサービス」（パラグラフ 6.15）において求められている。しかも、これらのサービスへのアクセスが、「親のサポートとガイダンス」によって保証されねばならない、と親の権利と義務が示されている。ここでは、明らかに、「子どもの権利条約」第 5 条でいう保護者の「この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する

方法で適切な方向づけとガイダンスを行う責任、権利および義務」が想定されている。この「親のサポートとガイダンス」はパラグラフ 7.37 でも示されている。このパラグラフは SE を考える上でも重要なので全文を引用しておく。

若者自身の SH と妊孕性に対する男性の責任を強調し、彼らがそれらの責任を行使するのを援助する、若者むけの統合的な性教育とサービス (integral sexual education and services) に対して、彼らの親のサポートとガイダンスによっておよび子どもの権利条約と一致して、サポートが行われねばならない。

教育の取り組みは、家族単位内で、コミュニティや学校で適切な年齢で始められねばならないが、しかしまたその取り組みはインフォーマルな教育とさまざまなコミュニティにもとづいた取り組みをつうじて、大人、とくに男性に及ぶものでなければならない。

第2節 FWCW における SR・SO 論議

では国際人口・開発会議の翌年に北京で開かれた FWCW では前者で問題とされた議論がどのように展開されたのであろうか。結論から言えば、SO も SR も焦点にはなかったが、前者と同様に最終的には「行動綱領」には導入されなかった。

1. SO と SR をめぐる闘い

SR を求めて先頭に立ったのは、レズビアンや人権グループであった。例えば、1994 年 3 月には、ラテンアメリカとカリブのレズビアンたちがペルーのリマで会合を持ち、声明を出している。そこでは、レズビアンとホモセクシュアルに対する差別と抑圧の現状をふまえて、SO の自由と、すべての女性およびレズビアンの経済的、社会的、政治的および文化的権利を含めた市民の権利を、国連諸

機関に求めている (Latin American and Caribbean Lesbians Satellite Meeting Statement, Rosenbloom ed.1995: 245-248)。また、国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (IGLHRC) などは、国連ヨーロッパ経済委員会 (以下 ECE) の FWCW に向けての準備会議に合わせて 1994 年 10 月 17~21 日にオーストリアのウィーンに集い、ECE とヨーロッパと北アメリカの政府に向けて、声明を出している (Statement of the International Gay and Lesbian Human Rights Commission, the International Lesbian Information Service, and the National Center for Lesbian Rights, Rosenbloom 1995: 249-253)。そこでは、FWCW が「レズビアンの権利は女性の人権の基本的構成要素であること」を確認すべきことを求めるとともに、ECE の諸政府に以下の問題を検討することを求めている。すなわち、①「ナイロビ将来戦略」の誤りを認めて、レズビアンが世界で被っている人権侵害に取り組むこと、②レズビアン問題を世界会議のアジェンダに載せること。その上で、ECE の (FWCW に向けた) ハイレベルの準備会議に対して、以下の不十分な状況を改善することを勧告している。①女性の人権の促進が不十分なこと、②貧困の女性化、③雇用へのアクセスにおけるジェンダー平等と、雇用と家族生活を両立させる政策と措置が不十分なこと、④公共生活への女性の参加が不十分なこと。

同時に、国際ゲイ・レズビアン人権委員会は、1994 年秋に、「セクシュアリティを世界女性会議のアジェンダに載せる」ことを求める請願書を組織した。それは、加盟国に「自分の性的アイデンティティを決定する権利、自分自身の身体を、とくに親密な関係においてコントロールする権利、そして、子どもを産むかどうか、いつそして誰と一緒に子どもを産むかあるいは育てるかを選択する権利を、性的指向に関わりなく、すべての女性の人権

の基本的構成要素として承認する」(Put Sexuality on the Agenda at the World Conference on Women. Rosenbloom ed.1995: 239-242. なお Girard 2004: 331 も参照) ことを求めた。

こうした動きを背景にして、先の ECE 準備会議は「地域行動綱領：変化しつつある世界の中の女性—ECE の視点からの行動要求 (Regional Platform for Action: Women in a Changing World – Call for Action from an ECE Perspective)」(Doc.E/CN.6/1995/5/Add.4) を出す。ここでは SO は 1 か所(パラグラフ 2(a))、SR は 2 か所(パラグラフ 27、86)に出てくる。女性の人権条項であるパラグラフ 2 (a) は、以下のように書かれている。

女性の人権は、普遍的な人権の譲渡し得ない、不可欠なそして分割し得ない一部であって、人生のサイクル——子ども期、青少年期、大人期および老人——のすべての段階において促進され、守られ実現されねばならないし、さらに、多くの女性がその人種、言語、エスニシティ、文化、宗教、性的指向、障害、社会経済的階級、あるいは現地の人々、移民、故郷を追われた人々あるいは難民としての地位といった要因のゆえに余計なバリアに直面することを認めて、女性のおふれるほどの多様性を反映しなければならない。

また SR のほうは、両パラグラフとも RR とペアで扱われている。パラグラフ 27 と 86 は以下の通りである。

27. 人間のセクシュアリティとジェンダー関係は緊密に相互に関連しており、女性と男性が SH を達成し維持し彼らの生殖に関わる生活に対処することができることに互いに影響を及ぼし合う。人間の身体の物理的な統合に対する十全な尊重を含めての、女性と男性間の平等な関係は、

相互の尊重、および性行動の結果に対する責任を喜んで引き受けることを必要とする。この点で、女性の RR と SR はしばしば尊重されないし、時にはまだ承認されていない。

86. 政府および非政府組織は、性的関係と生殖に関して女性と男性間の平等な関係を、適切に促進しなければならない。政府は、すべての人間が人間の身体の物理的な統合を十全に尊重される権利が実行されることを保証しなければならない。この点で、政府は、女性の RR と SR が十全に承認され尊重されることを保証するための措置をとらねばならない。

ここでは、SR が登場しても、それはまだ RR とセットになって扱われており、それ自体として独自の意義を持つものとはみなされていない。そのことは、この文書がまだヘテロセクシュアリティを前提としたものであり、性的マイノリティを十分には視野に入れていないことを意味するであろう。

さて、EU はカナダとともに、SO を「行動綱領草案 (Draft Platform for Action)」(A/CONF. 177/L. 1.) に採り入れるように尽力した。その結果、管見する限りでは、3 か所に採り入れられた。そのうちの 1 つは、「4 章 戦略目標と行動」の前書きにあたるパラグラフ 48 である。このパラグラフは、先の ECE 準備会議の文書パラグラフ 2 (a) が下敷きになっている。「その行動は、すべての女性の地位と状況を改善することに向けられ、それゆえに多くの女性がその人種、年齢、言語、エスニシティ、文化、宗教、[SQ]、あるいは障害といった要因のゆえに、あるいは現地の人々であるがゆえに、特別なバリアに直面することを認める」。2 つめは同章の「戦略目標 F. 5 職業上の分離とあらゆる形態の雇用上の差別の撤廃」に関するパラグラフ 180 の (b) 項で、次のように書かれている。「雇用へのア

クセス、雇用条件（……）に関して性別、SO および親の状態にもとづいた直接的および間接的な差別を禁止するために、法律を制定し実施し、不服順の場合の裁判への救済とアクセスを含めた実行措置を導入すること」。

そして最後が、同章の「戦略目標 I.2 法の下での平等と非差別の保証」に関するパラグラフ 232 (h) である。「SO や人生スタイルにもとづいた差別を防ぐのにどんな法的保護手段が求められるかを考慮すること」。

これに対して、SR の用語のほうは、2 か所に出てくる。1 つは 4 章の「C. 健康とそれに関連したサービスへのアクセスにおける不平等」内のパラグラフ 97 であり、もう 1 つはパラグラフ 232 (f) である。後者から言えば、そこでは「女性の『性的および』生殖に関する権利が十全に承認され尊重されることを保証するための措置をとること」が求められている。前者は EU によって健康に関する章のパラグラフ 97 に置くよう提案されたものである。その理由の 1 つは、ICPD「行動計画」の RR の系譜につなげるためであり、もう 1 つは HIV/AIDS との関連で SR を正当化するためであった (Girard 2004: 333)。パラグラフ 97 では SR は次のように述べられている。

97. (SR) には、彼または彼女のセクシュアリティに関連した事柄にかんして、強制、差別および暴力から自由に、コントロールし自由に決定する個人の権利 (the individual's right) が含まれる。人間の身体の物理的な統合に対する十全な尊重を含めた、性の関係と生殖に関する女性と男性間の平等な関係は、相互の同意と性行動の結果に対する責任を喜んで引き受け入れる用意を求める。) (A/CONF.177/L.1)

ここではまだ、SR は個人の権利として想定されている。その意味では SR は女性に限定されるものではない。しかし後半では男女

間の平等な関係がテーマとされている。この点でパラグラフ 97 は解釈の曖昧さを含んでいる。

しかし、これに対しても、ICPD と同様、ヴァチカンと保守的な国々は SR と SO そのものに反対した。SO と SR がすでに草案に入れられた後には、それらの国々は、今度は「ジェンダー」の用語の使用にも反対し始めた。Girard (2004: 334) によれば、アメリカの右翼グループ、女性と家族連合 (the Coalition for Women and the Family) がこの論争に飛び入りしてきて、ジェンダーをホモセクシュアリティと母性の国家的奪取とに結びつけて、フェミニストグループを 5 つのジェンダー*を促進するという理由で非難した。また、この団体が出したビラには、ローマ教皇庁があまりに政治的すぎるので公式の国連のセッションでは示さなかったホモフォビアがあからさまに打ち出されていた。「セクシュアル・ライツと性的指向——これらの言葉は本当のところ何を意味しているのか？」と銘打ったそのビラは、「これらの言葉」をホモセクシュアリティ、レズビアン主義、および婚外や青少年の間の性関係と結びつけるだけではなく、「幼児性愛」、「売春」、「近親相姦」および「不貞・不倫」とも結びつけ、「ホモセクシュアルは、HIV/AIDS をまき散らすと誰もが知っている行動の擁護を要求した」として、ゲイ攻撃と恐怖をまき散らすことに取り組んだ (Petchesky 2000: 87)。

*これは Anne Fausto-Sterling の 5 つの性——女性、男性、「真の」両性具有者、男性の「似非両性具有者」、女性の「似非両性具有者」——の分類である。

また、FWCW に向けた 3 月の準備委員会の会議に照準を合わせて、『いのちの福音 (Evangelium Vitae)』(1995 年 3 月 25 日) がメディアに流された。この回勅のなかで、法王は現実生活の困難の圧力の下で実施される

以外の避妊と中絶生殖は、「セクシュアリティに関する責任を受け容れようとしなない快楽主義的メンタリティ」に根差すものであり、「生殖を、個人的実現を妨げるものとみなす自己中心的な自由概念」(Evangelium Vitae 1995: paragraph 13)だと非難した(Petchesky 2000: 87)。

こうした保守陣営のバックラッシュに対抗して、女性グループは、1995年3月に、先の請願書を提出した。

以上のような論争とやり取りの結果、SRは、その主体が「個人」から「女性」に変えられて「女性の人権」に狭められ、最終的にはパラグラフ97はパラグラフ96に変更された。その結果、パラグラフ97は自分のセクシュアリティに関連した事柄にたいしてコントロールする女性のみの権利に関するパラグラフになってしまったし、またICPDにあった「人間の身体の物理的統合」への言及は削除されて、「人格の統合」に置き換えられ、その意味が曖昧にされた。

96. 女性の人権には、SRHを含めて、自分のセクシュアリティに関連した事柄にかんして、強制、差別および暴力から自由に、コントロールし自由にかつ責任をもって決定する女性の権利が含まれる。人格の統合に対する十全な尊重を含めた、性の関係と生殖に関する女性と男性間の平等な関係は、相互の尊重、同意と性行動とその結果に対する分かち合った責任を求める。

2. FWCW「行動綱領」の成果

こうした限界はあるものの、FWCWでのRHの議論は、第1に、ICPD「行動計画」でのRHをセクシュアリティにまで広げたものになっている。すなわち、後者のRHの定義を再掲したうえで、RHをセクシュアリティにまで広げ、実質的にはSRを承認するものになっている。ただしSOの導入に対する反

対が強く、それに妥協して撤回したために、SRの内実もヘテロセクシュアリティを前提としたものになってしまった。

第2に、「行動計画」で取り上げられた青少年のRHが、「行動綱領」では「子どもの権利条約」(1989年国連採択)において認められた子どもの権利とその行使という視点から深められている(パラグラフ267)。すなわち、まず「子どもに関するあらゆる行動において、子どもの最善の利益をまず第一に考えなければならない」ことが述べられ、その上で「行動計画」のパラグラフ7.37の一文が、いくつか言葉が削られて示されている。

若者自身のセクシュアル・ヘルスと妊孕性に対する男性の責任を強調し、彼らがそれらの責任を行使するのを援助する、若者むけの統合的な性教育とサービスに対して、彼らの親のサポートとガイダンスによっておよび子どもの権利条約と一致して、サポートが行われねばならない。(下線が削除された箇所)

つまり、FWCW「行動綱領」では、ICPDとは違って、統合的な性教育(integral sexual education)において、親のサポートとガイダンスもまた「子どもの最善の利益にもとづいて」という制約のもとでなされねばならないことが、より強調されたのである。

第3節 RR概念からSR概念へ

その後も、SRは今に至るも国際的な人権文書では正式には取り上げられていない*。だがSRはその後IPPF、WASで展開されていくことになるし、WHOでも公式のものではないが取り上げられていく。

* 2006年に国際法律家委員会や元国連人権委員会メンバーらが集った国際会議で性的マイノリティの人権を保障する「ジョグジャカルタ原則」(THE YOGYAKARTA

PRINCIPLES. Principles on the application of international human rights law in relation to sexual orientation and gender identity) が採択され、そのなかで SR が 1 か所で出てくる。この原則は 2007 年 3 月の国連人権理事会で承認されている。もっとも、つい最近ですら、女性の権利とジェンダー平等委員会がヨーロッパ議会に提出した「SRHR に関する決議」が保守派の反対にあつて、否決されている(2013 年 12 月 10 日)。

すでに 1992 年の「人口政策に関する女性宣言」では、SR の概念は用いられていないにせよ、女性のセクシュアリティに対する権利が挙げられていた。Corrêa (1997) によれば、SR は 2 つのフロントで定式化されてきた。1 つには、セクシュアリティ、生殖、および男女間の不平等との間の関連に対するフェミニストの反省から、性の自己決定が定式化され、もう 1 つは、とくにアメリカのレズビアンとゲイコミュニティによる性的マイノリティに対する反差別の政治的闘争から出てきた (109-110)。

こうした取り組みのなかで、SH や SR が RH や RR に包摂されえないことが次第に認識され、IPPF や WAS が SR に関する宣言を出すに至る。例えば、IPPF は 1996 年に「性と生殖の権利憲章」(以下 SRR 憲章: IPPF 1996)を出す。ここではまだ SR と RR との関係はまったく問題にされていない。しかし 2008 年の「セクシュアル・ライツ—IPPF 宣言」になると、両者が明確に区別されていく。セクシュアリティの多くの表現は生殖的でないものであることから、「IPPF はとくに SR を RR と RH の下に包摂・包括されないものとして識別する必要を認める」(IPPF 2008: 11) ことになった。ここで参照されたのが、国連経済社会理事会での Paul Hunt のレポートである (Hunt 2004)。このパラグラフ 55 のなかで、次のように述べられている。「セクシ

ュアリティの多くの表現は、非生殖的なものであるから、SH への権利を含む SR を RR と RH に包摂することは見当違いである」(15)。

以下では、IPPF、WAS、WHO の SR 論を比較・検討しながら、SR の意義を考える。

1. IPPF の SR 論——SRR から SR へ

①IPPF 「性と生殖の権利に関する憲章」

この憲章の特徴は、第 1 に、すでに触れたように、セクシュアリティと生殖が明確に区別されず、したがってまた SR と RR とが明確には区別されることなく、「性と生殖の健康への権利(RSRH)」や「性と生殖の権利(SRR)」という用語が用いられていることである。それは、何よりもこの憲章がこれまでの成果、とくに ICPD の RH 論にまだ立脚しているためであると思われる。そのことは、国際的なコンセンサスを得た文書として、世界人権会議 (1993)、ICPD、国連社会的開発世界サミット (1995)、FWCW が参照されている点にも窺える。ここで RSRH と SRR は次のように定義されている (IPPF 1996: 1)。

RSRH は、人々が強制や暴力なしに、そして感染や妊娠の恐れなしに相互に充足し合う安全な関係を享受することができること、および彼らが、不都合なあるいは危険な結果なしに彼らの妊孕性を調節することができることを含意している。SRR は、性と生殖の well-being を達成するフレームワークを提供する。

第 2 の特徴は、挙げられている 12 の権利がすべて国際的に承認されてきた人権関係の文書から導き出され、それによってその正当性を主張している点である。ここで参照されているのは、「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「女性差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」などで

ある。

第3に、それらの権利がその重要度にしたがって配列されている。すなわち、①「生命に対する権利」、②「自由と安全に対する人の権利」、③「平等への権利、およびあらゆる形態の差別から自由である権利」、④「プライバシーの権利」、⑤「思想の自由への権利」、⑥「情報と教育への権利」、⑦「結婚するか否か、および家族を築き計画するか否かを選択する権利」、⑧「子どもを持つかどうか、あるいはいつもつかを決定する権利」、⑨「ヘルスケアとヘルス保護とに対する権利」、⑩「科学的進歩の恩恵を受ける権利」、⑪「集会と政治的参加の自由への権利」、⑫「拷問と虐待から自由である権利」の12の権利である。ここで特徴的なのは、SRRとして、⑤⑩⑪⑫などの市民の権利が含まれていることであり、またそれらの権利ごとに、具体的な権利が明記されていることであろう。例えば⑪では、「SRHRのために集会を開き討論する権利」、「SRHとwell-beingの促進を目指す団体を作る権利」、「SRHRを優先するよう政府に影響を及ぼそうと努める権利」が挙げられる。

最後に、ジェンダー平等の視点が取り入れられているだけでなく、SOによる差別からの自由が掲げられていることも、この憲章の特徴であろう。

②IPPF「セクシュアル・ライツ—IPPF宣言」(2008)

この宣言は、「前文」、「一般原則」および10条からなるSRで構成されており、その「前文」では、以下の点が確認されている。1つは、この宣言が1996年の憲章を補うものとして位置づけられていることである。

2つめに、セクシュアリティが次のように定義されている。①「セクシュアリティは人生を通じて人間であることの1つの中心的局面であること」、そして②「セクシュアリティ

は、性活動、ジェンダー・アイデンティティ、SO、エロティシズム、快楽、親密性と生殖を含む発達しつつある概念(an evolving concept)である」こと、③「セクシュアリティ」は「生物学的、心理学的、社会的、経済的、政治的、文化的、倫理的、法的、歴史的、宗教および精神的な(spiritual)要因」によって構成されていること、④セクシュアリティは、思想、ファンタジー、欲求、信念、態度、価値、行動、慣習的行動(practices)および関係において経験され表現されるが、それらの次元のすべてがつつねに経験されたり表現されたりするわけではないこと、である(IPPF 2008: 11)。

3つめに、このセクシュアリティの定義からもわかるように、セクシュアリティの多くの表現は非生殖的なものであることから、「とくにSRをRRとRHの下に包摂されないものとして確認する必要」が強調されている。

「一般原則」では7つの原則が掲げられている。「原則1」では先のセクシュアリティの定義が言いかえられ、次のように述べられている。「セクシュアリティはあらゆる人間の人格であることの1つの不可欠な部分(a integral part of the personhood of every human being)である。この理由から誰もがすべてのSRを発達過程の一部として享受するのに好都合な環境がつくられねばならない」。そして、「SRが、すべての人間の内在的な自由、尊厳と平等にもとづいた普遍的人権である」ことが宣言されている。

「原則2」では、子どもの権利条約第5条の精神が掲げられている。すなわち、18歳未満の人々は権利の保持者であるが、その発達しつつある能力に応じて、ある権利と保護が重要性を帯びることを考慮しなければならないということである。

「原則3」は「差別をしないことがすべての人権の保護と促進の基礎にある」というものである。ここで差別しないとは、「性別、年

年齢、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティ、SO、婚姻状態、現実のかあるいはなすりつけられたかの性的な経歴や行動、人種、肌の色、エスニシティ、言語、宗教、政治的その他の意見、国籍、地理的ないしは社会的な出自、財産、出生、身体的ないしは精神的障害、HIV/AIDSを含む健康状態、および市民的、政治的、社会的地位その他の地位にもとづきたいかなる差別、排除や制限を禁止する」ということである。

「原則4」は人間のセクシュアリティの快楽の肯定である。「セクシュアリティとそこから得られる快楽」が、生殖に関わりなく、「人間たることの中心的な局面」であることが強調されている。

「原則5」では、SRの保障には、「危害からの自由と保護に対する義務(commitment)」が含まれること」が指摘される。ここでセクシュアリティに関連した危害とは、「物理的、言語的、心理学的、経済的および性的な性質をもつ暴力と虐待、ならびに個人の性別、年齢、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティ、SO、婚姻状態、現実のかあるいはなすりつけられたかの性の経歴や行動、性の慣習行動あるいはセクシュアリティを表わす仕方のゆえに個人に対して向けられる暴力」のことである。

「原則6」はSRの制限条項である。すなわち、SRは「民主主義社会において他者の権利と自由のしかるべき承認と尊重および一般的な福祉を保障するために法によって決定された制限」のみに従うことが確認されている。

「原則7」では、国家のSRに対する義務が明記されている。「尊重、保護および実現への義務は、すべてのSRと自由に適用される」。

最後に、SRが「セクシュアリティに関する人権」であることが確認されたうえで、以上の7つの原則にもとづき、憲章での権利が

宣言では10の権利にまとめられている(表1)。

これを見ると、第1に、憲章でのいくつかの権利が1つにまとめられている。1、2、12が3の「その人の生命、自由、安全および物理的統合への権利差別からの自由への権利」へとまとめられている。ここでとくに「物理的統合」の権利が挙げられているが、それは「すべての人、とくに女性を、健康、自己主権および拷問からの自由を減らすことになる暴力その他の虐待から保護するのに必要とされる保証の範囲」ととらえるために、である。

次に、憲章の5・11が宣言の6「思想、意見および表現の自由への権利、結社(association)への権利」にまとめられているし、憲章の7・8が宣言の9にまとめられている。さらに、9・10が宣言では7の「健康と科学的進歩の恩恵とにあずかる権利」にまとめられている。

第2に、憲章での権利4・6はそのまま宣言では4と8に受け継がれている。そして第3に、10として「説明と補償への権利」が新たに付け加えられている。これは「SRを支える義務を負う人々が十分に彼らに説明責任を果たすことを保証し請求するための効果的な、十分な、アクセスできる適切な教育・立法・司法その他の措置を求める権利」で、これには「SRの履行を監視することができること、および損害賠償(restitution)、補償、リハビリ、賠償(satisfaction)、再発をなくす保証その他の手段によって十分な補償を手に入れることを含め、性の権利侵害の救済にアクセスすることができること」が含まれる。

2. WASのSR論

WASは「セクシュアル・ライツ宣言」(1999年)を第14回世界性科学会議で採択するが、その前の第13回大会(1997年)で、「ヴァレンシア・セクシュアル・ライツ宣言」を採択しており、2005年には国連「ミレニアム宣言」

をふまえた「モントリオール宣言」を採択している。表2はこれら3つの宣言を比較したものである。

まず前書き部分を比較すると、ヴァレンシア宣言とSR宣言ではその骨子はほとんど変わらない。しかし、前者ではセクシュアリティが「人間性の変化しつつあるダイナミックな次元」であり、個人と社会との相互作用を通じて構築されるものとされている。また、快楽が *well-being* の源であることが強調されている。これに対して、SR宣言では、セクシュアリティは「あらゆる人間の人格の不可欠な一部である」こと、セクシュアリティの十全な発達が個人、個人間および社会の *well-being* にとって不可欠であること、およびSRが普遍的な人権であることが強調されている。この両者に対して、モントリオール宣言では、国連「ミレニアム」宣言をふまえて持続可能な健康と開発という目標に重点を置いているためか、SHが前景に出ている。すなわち、SHが *wellness* と *well-being* の獲得と持続的な開発の達成にとって、また生活の質と平和の実現にとって中心的な課題であることが強調され、SHにむけた具体的な課題の解決を求めている。

次にヴァレンシア宣言とSR宣言の権利内容を比べてみると、前者の権利内容は、後者にほぼ継承され、そのうえで、新たに「性の快楽への自由」と「情緒的な表現の自由」が付け加えられていることがわかる。

3. WHOのSR論

WHOは、すでに見た1975年のSHの定義に代えて、その後2002年に仮定義 (*working definition*) を出している(ただし、これはWHOの公式な定義とはなっていない)。ここでは、まずセクシュアリティが次のように把握されている(WHO 2006: 5)。

セクシュアリティは人生を通して人間であることの1つの中心的な局面であり、セックス、ジェンダー・アイデンティティとジェンダー役割、SO性的指向、エロティシズム、快楽、親密さおよび生殖を含む。セクシュアリティは、思考、ファンタジー、欲求、信念、態度、価値、行動、日常習慣、役割および関係において経験され表現される。セクシュアリティがこれらの次元すべてを含みうるとしても、それらの次元のすべてが経験されたり表現されるわけではない。セクシュアリティは生物学的、心理学的、社会的、経済的、政治的、倫理的、法的、歴史的、宗教的および精神的な要因の相互作用によって影響を受ける。

この定義で重要なのは、まず第1に、セクシュアリティは、ある年齢に限らず、人生を通じて人間たることの中心だとされていることである。第2に、セクシュアリティが多次的にとらえられている。セックス、ジェンダー、SO、快楽、生殖などを含むとともに、思考やファンタジー価値などに至るまで多様な局面を含んでいる。しかも多様な要因によってセクシュアリティはさまざまなものとなる。こうした意味で言えば、セクシュアリティは単数ではなく、そもそも複数(*sexualities*)なのである。

こうした肯定的で多元的なセクシュアリティの定義にもとづいて、SHも次のようにいっそう肯定的に定義されている (*ibid.*: 5)。

SHとは、セクシュアリティに関して身体的、情動的、精神的および社会的に *well-being* である状態のことである。それはたんに病気、機能不全や病弱がないことではない。SHはセクシュアリティと性的関係に対して肯定的で敬意のあるアプローチ (a positive and respectful approach to sexuality and sexual relationships)、同様に、強制、差別および暴力

から自由な、楽しくて安全な性経験を持つ可能性を求める。SHが獲得されて維持されるには、すべての人びとのSRが尊重され、守られ実現されねばならない。

ここでは、①SHは、たんに病気や機能不全がないことや病弱でないことではなく、②セクシュアリティと性的関係に対して肯定的で敬意のあるアプローチであり、③強制、差別および暴力から自由な、楽しくて安全な性経験を持つ可能性を求めるものであること、④そしてそのためには、すべての人びとのSRが尊重され、守られ実現されねばならないことが、指摘されている。このうちの③と④は1975年の定義にはなかったものであり、とくに④のSRはここで初めて出てきている。このSRには、表3で示した権利が含まれている。

4. IPPF宣言、WAS宣言およびWHO定義の比較

最後に、以上の3つのSRの理念や内容を比較・検討してみよう。まずSRの理念から見ると、3者の権利内容にはほぼ共通した理念が通底している。まず第1に、セクシュアリティ観が3者では共通している。すなわち、人間の1つの中心的な局面、不可欠な部分であること、またセクシュアリティから得られる快楽がwell-beingにとって重要であること、およびセクシュアリティが個人と社会との相互作用の中で構築されたものであること、こうした点で一致している。そして、第2に、こうしたセクシュアリティ観から、3者は、SRが基本的で普遍的な人権であることを導き出している。第3に、SRにはジェンダー平等の視点が不可欠であること、これも共有されている。第4に、SHがRHに包摂されないこと、したがってRHRやRRでは不十分であることも3者では共有されている。

次に、SRの内容を比べると(表3)、3者ともに性の自由、性的自律・身体的統合への権利、性のプライバシー、安全で快楽のある、生殖に関する権利、SHへの権利、SEと性情報への権利などは共通している。しかし、SR宣言に特徴的だが、個人の性の自由という市民的自由を強調しているのに対して、IPPF宣言では、それだけではなく、責任を負う国家や諸機関との関係が重視されているのが特徴的である。それは、2の参加する権利や、10で責任ある機関に対して説明と補償を求める権利が挙げられていることにみることができる。

また想定する権利主体での違いがみられる。SR宣言ではSRの権利主体として子ども・青少年が想定されてるようには見えない。これに対してIPPF宣言では、子どもの権利条約をふまえて、子ども・青少年特有のSRが発達しつつある能力を考慮しながら、重視されているし、WHOではセクシュアリティに年齢制限はないので、子ども・青少年も含めて、すべての年齢層がセクシュアリティ主体として想定されている。

おわりに——まとめにかえて

以上の検討から次のことが明らかになった。第1に、ウィーン宣言、ICPD「行動計画」およびFWCW「行動綱領」でセクシュアリティが女性の人権へと採り上げられたこと自体は、歴史的な1つの画期ではあった。しかし、第2に、そこではヴァチカンやイスラムなどの保守的な勢力との力関係のなかで妥協せざるを得ず、そのこともありどちらかといえばセクシュアリティのネガティブな側面(性暴力、性虐待、性的な人身売買など)に焦点が当てられ、快楽や人生の充実といったセクシュアリティの肯定的な側面は後景に退けられ、SOもSRも撤回せざるを得なかった。こうして、SRはRRに含め入れざるを得な

かった。その結果、FWCW「行動綱領」では、SR は女性の人権へと狭められてしまい、ヘテロセクシュアル化されてしまった。第3に、SR がヘテロセクシュアル規範を超えて RR には還元し得ないものだとして自覚化され始めるのは、1990 年代末からである。しかし、第4に、IPPF、WAS、WHOの間ではSRの内実をめぐっては必ずしも明確な一致が見られるわけではない。

以上の確認のうえに立ち、これからの SE を考えるにあたり、さしあたり以下の3点を問題提起したい。1 つめは、セクシュアリティそれ自体多様であり多次元的だということ（セクシュアリティ自体の複数性）を確認すること。2 つめは、そうした複数のセクシュアリティの権利を論じるには、RR や RHR では不十分だということ。それらは、まだヘテロセクシュアル規範にまわりつかれているし、セクシュアリティの多次元性・多様性をとらえることができないからである。われわれは SR から出発して議論を立てなければならない。3 つめは、SR の内容構成の問題。筆者は WAS や WHO の定義では不十分だと考える。そもそも権利を考察する際には、自由権と同時に社会権をも組み込まなければ、その自由権すら保障されない。

この点で、Corrêa (1997) や Petchesky (2000: 91-93) の指摘は重要である。前者は、すでに見たように、SR には人権の不可分性とそれらの権利行使を可能ならしめる経済的・社会的・政治的条件が必要だと考えており、後者も SR の肯定的なヴィジョンのためには、「倫理的原則のセット」とそれを可能にする条件が必要だと考えている。ここで挙げられている倫理的原則は、①性のダイバーシティ、②居住のダイバーシティ（「多様な家族形態」）、③健康、④自分で決定する自律（人格 personhood）、⑤ジェンダーの（男女ではない——池谷）平等である。また山本直英の

SR の 7 つの柱も参考になる（山本編著 1997: 31-39）。山本は、制度・慣習・役割の性的自由権、性自認の自由権、性行動の自己決定権、性愛の自由権、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、性の学習権のほかに、性に関する健康と環境権を挙げ、性を実現するための環境も重視している（ただし、その英語表記をみるとすべて Freedom としており、自由権的発想をしているようである）。いずれにせよ、SR を自由権に矮小化せずどのような内容で構成するかは今後の課題である。

*文中の傍線はすべて筆者によるものである。

【略記号】

CSE=包括的セクシュアリティ教育 (comprehensive sexuality education)
FWCW=第4回世界女性会議 (the Fourth World Conference on Women)
ICPD=国際人口・開発会議 (the International Conference on Population and Development)
RH=リプロダクティブ・ヘルス (reproductive health)
RHC=リプロダクティブ・ヘルス・ケア (reproductive health care)
RHR=リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (reproductive health rights)
RHS=リプロダクティブ・ヘルス・サービス (reproductive health services)
RR=リプロダクティブ・ライツ (reproductive rights)
RSH=リプロダクティブ&セクシュアル・ヘルス (reproductive and sexual health)
RSRH=right to sexual and reproductive health
SE=セクシュアリティ教育 (sexuality education)
SH=セクシュアル・ヘルス (sexual health)
SHC=セクシュアル・ヘルスケア (sexual health care)
SO=性的指向 (sexual orientation)
SR=セクシュアル・ライツ (sexual rights)
SRH=セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス (sexual and reproductive health)
SRHR=セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツ (sexual and reproductive health and rights)
SRR=セクシュアル&リプロダクティブ・ライツ (Sexual and reproductive rights)
WAS=世界セクシュアルヘルス学会 (World Association for Sexual Health、旧世界性科学学会 World Association for Sexology)

【引用文献】

BZgA/WHO Regional Office for Europe (2006).

- Country Papers on Youth Sex Education in Europe. Cologne.
- Corrêa, Sonia (1997). From Reproductive Health to Sexual Rights: Achievements and Future Challenges. *Reproductive Health Matters*, No 10, November 1997, 107-116.
- Evangelium Vitae (1995). <http://www.cacatholic.org/index.php/resources/catholic-social-teaching/social-encyclicals/32-evangelium-vitae-the-gospel-of-life>
- Fathalla, M. F. (1992). Reproductive health in the world: two decades of progress and the challenge ahead. In: Khanna J., Van Look P. F. A., Griffin P.D. edit. 1992: Reproductive health: a key to a brighter future. Biennial Report 1990-1991 Special 20th anniversary issue. WHO Geneva, 3-31.
- Germain, Adrienne/Nowrojee, Sia/Pyne, Hnin Hnin (1994). Setting a new agenda: sexual and reproductive health and rights. *Environment and Urbanization*, Vol. 6, No. 2, October 1994, 133-152.
- Girard, Françoise 2004: Negotiating Sexual Rights and Sexual Orientation at the UN. Richard Parker, Rosalind Petchesky and Robert Sember (ed.) SexPolitics: Report from the Front Lines. SPW, 311-358.
- Hunt, Paul (2004). Report of the Special Rapporteur. ECONOMIC, SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS. The right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health. E/CN.4/2004/49 16 February 2004.
- International Women's Health Coalition and Ciudadania, Estudos, Pesquisa, Informacao, Acao (CEPIA) (1994). Reproductive Health and Justice: International Women's Health Conference for Cairo '94. <http://www.users.interport.net/i/w/iwhc/cairo94.html>
- IPPF (1996). Charter on Sexual and Reproductive Rights. London (<http://www.ippf.org/NR/rdonlyres/6C9013D5-5AD7-442A-A435-4C219E689F07/0/charter.pdf>).
- IPPF (2008). Sexual rights: an IPPF declaration.
- Khanna J., Van Look P. F. A., Griffin P.D. (ed.) (1992). Reproductive health: a key to a brighter future. Biennial Report 1990-1991 Special 20th anniversary issue. WHO Geneva.
- Petchesky, Rosalind P. (2000). Sexual Rights. Inventing a Concept, Mapping and International Practice. In: Richard Parker, Regina Maria Barbosa, and Peter Aggleton (ed.). Framing the sexual subject. The politics of gender, sexuality, and power. University of California Press, London, p. 81-103.
- Rosenbloom, R. (ed.) (1995). Unspoken Rules - Sexual Orientation and Women's Human Rights. San Francisco. International Gay & Lesbian Human Rights Commission.
- <http://iglhr.org/content/united-nations-unspoken-rules-sexual-orientation-and-womens-human-rights>
- XIII World Congress of Sexology 1997: Valencia Declaration on Sexual Rights. <http://www.kinseyinstitute.org/resources/valencia.html>
- World Association for Sexual Health (WAS) (1999). Declaration of Sexual Rights. <http://www.worldsexology.org/resources/declaration-of-sexual-rights/>
- World Association for Sexual Health (WAS) (2005). Montreal Declaration. "Sexual Health for the Millennium" <http://www.worldsexualhealth.com/resources>
- WHO (1975). Education and treatment in human sexuality. The training of health professionals. Report of a WHO Meeting (WHO Technical Report Series, No. 572). Geneva http://whqlibdoc.who.int/trs/WHO_TRS_572.pdf
- WHO (2006). Defining sexual health. Report of a technical consultation on sexual health, 28-31 January 2002. Geneva http://www.who.int/reproductivehealth/topics/gender_rights/defining_sexual_health.pdf
- WHO Regional Office for Europe and BZgA 2010: Standards for Sexuality Education in Europe. A framework for policy makers, educational and health authorities and specialists. Federal Centre for Health Education, BZgA Cologne.
- リード・ボーランド著、アニカ・ラーマン編 1997: 『性と生殖に関する権利 リプロダクティブ・ライツの推進』 房野桂訳、明石書店
- 山本直英編著 1997: 『セクシュアル・ライツ 人類最後の人権』 明石書店

表1 憲章と宣言における権利の比較

SRR 憲章 1996	SR 宣言 2008
1. 生命に対する権利 2. 人の自由と安全に対する権利 3. 平等への権利、およびあらゆる形態の差別から自由である権利 4. プライバシーの権利 5. 思想の自由への権利 6. 情報と教育への権利 7. 結婚するか否か、および家族を築き計画するか否かを選択する権利 8. 子どもを持つかどうか、あるいはいつ持つかを決定する権利 9. ヘルスケアとヘルス保護とに対する権利 10. 科学的進歩の恩恵を受ける権利 11. 集会と政治的参加の自由への権利 12. 拷問と虐待から自由である権利	1. 平等、法の平等な保護、および性別、セクシュアリティ、ジェンダーにもとづくあらゆる形態の差別からの自由への権利 2. 性別、セクシュアリティまたはジェンダーにかかわらずすべての人が参加する権利 3. その人の生命、自由、安全および物理的統合への権利 4. プライバシーへの権利 5. 個人的自律と法の前で承認される権利——性的自由 6. 思想、意見および表現の自由への権利、結社への権利 7. 健康と科学的進歩の恩恵にあずかる権利 8. 教育と情報への権利 9. 結婚するか否か、および家族を築き計画するかいなかを選択し、子どもを持つか否か、持つとしたらどのようにいつするかを決定する権利 10. 説明と補償への権利

表2 3つの宣言の比較

ヴァレンシア SR 宣言 (1997)	SR 宣言 (1999)	モントリオール宣言 (2005)
セクシュアリティは人間性の変化しつづけるダイナミックな次元である。それは、個人と社会的構造との相互作用を通じて構築される。それは、ライフサイクルを通じて、アイデンティティを調和させ、個人相互の絆をつくりそしてあるいは強めたりしながら、現在している。/ 自体愛を含めて性の快楽は、身体的、心理学的、知的および精神的な well-being の源である。それは、セクシュアリティの葛藤のないそして不安のない経験と結びついており、それゆえに社会発達と個人の発達を許すものである。/ かくてわれわれは、社会が個人の十全な発達のためのニーズを満たし、以下の SR を尊重するための諸条件をつくり出すことを求める。	セクシュアリティはあらゆる人間の人格の不可欠な一部である。セクシュアリティの十全な発達、接触、親密さ、情緒的表現、快楽、優しさおよび愛への欲求といった基本的な人間のニーズの充足にかかっている。セクシュアリティは、個人と社会的構造との間の相互作用を通じて、構築されている。セクシュアリティの十全な成達は、個人の、個人間の、および社会の well-being にとって不可欠である。/ SR は、すべての人間の生まれながらの自由、尊厳および平等にもとづく普遍的な人権である。健康は基本的な人権であるから、SH は基本的な人権でなければならない。人間と社会が健康なセクシュアリティを進展させることを保証するために、以下の SR が、あらゆる手段を通じてすべての社会によって承認され、促進され、尊重され守られなければならない。SH は、これらの SR を承認し、尊重し行使する環境の成果である。	SH の促進は、良き状態 (wellness) と良き生活 (well-being) の獲得と持続可能な発展の達成とにとって中心的な課題であり、そしてもっと明確に言えば、ミレニアム開発目標にとって中心的な課題である。/ well-being を経験している個人とコミュニティであれば、個人の貧困と社会の貧困の根絶に貢献することによりよい立場にある。個人の責任と社会の責任および公正な社会的相互作用を育成することによって、SH の促進は、生活の質と平和の実現を育む。それゆえに、われわれは、すべての政府、国際機関、民間セクター、学術機関、社会全体、そしてくに性の健康世界学会のすべての加盟組織に、以下のことをするように強く求める。

表3 SR 宣言、IPPF 宣言、WHO の比較

SR 宣言	IPPF 宣言	WHO の SR 定義
1. 性の自由への権利 2. 性的自律、性的統合、および性的身体への権利 3. 性のプライバシーへの権利 4. 性の公平 (equity) への権利 5. 性の快楽への自由 6. 情緒的な性表現への権利 7. 自由に性的に交際する権利 8. 自由で責任ある生殖の選択をする権利 9. 科学研究にもとづいた性情報を得る権利 10. CSE への権利 11. SHC への権利	1. 平等、法の平等な保護、および性別、セクシュアリティ、ジェンダーにもとづくあらゆる形態の差別からの自由への権利 2. 性別、セクシュアリティないしはジェンダーにかかわらずすべての人が参加する権利 3. その人の生命、自由、安全および身体的統合への権利 4. プライバシーへの権利 5. 個人的自律と法の前で承認される権利——性的自由 6. 思想、意見および表現の自由への権利、結社への権利 7. 健康と科学的進歩の恩恵にあずかる権利 8. 教育と情報への権利 9. 結婚するか否か、および家族を築き計画するかいなかを選択し、子どもを持つか否か、持つとしたらどのようにいつするかを決定する権利 10. 説明と補償への権利	・性と生殖の健康のケア・サービスへのアクセスを含め、SH の最高に到達できる水準への権利 ・セクシュアリティに関連した情報を求め、受け取り伝えることへの権利 ・SE に対する権利 ・身体的統合性に対する尊重への権利 ・パートナーの選択への権利 ・性的に活発か否かを決めることへの権利 ・合意による性的関係への権利 ・合意による結婚への権利 ・子どもをもつか否か、そしていつもつかどうかを決めることへの権利 ・満足のいく、安全で快楽のある性生活を求めることへの権利